

平成27年度第1回
神戸市都市計画審議会会議録

平成27年11月25日

平成27年度 第1回 神戸市都市計画審議会

1 日時 平成27年11月25日（水） 午前10時00分～午前11時25分

2 場所 神戸市役所1号館27階第2委員会室

3 出席委員 (24人)

(1) 学識経験のある者

小谷通泰	西野百合子
西村順二	藤田一郎
三田雅義	八木景子

(2) 市会議員

安井俊彦	浜崎為司
安達和彦	梅田幸広
堂下豊史	高瀬勝也
金沢はるみ	今井まさこ
外海開三	高岸栄基
池田りんたろう	永江一之

(3) 国及び兵庫県の行政機関の職員

山田邦博（代理	山田和之）
吉本知之（代理	貝塚史利）
上田芳敬（代理	中村信幸）

(4) 市民

津田徳子	廣井信代
------	------

(5) 臨時委員

上甫木 昭 春

4 議題

第1号議案 神戸国際港都建設計画道路の変更について
(3.3.32号須磨多聞線)

第2号議案 神戸国際港都建設計画公園の変更について
(3.3.105号押部谷町公園)

第3号議案 神戸国際港都建設計画下水道の変更について
(神戸市公共下水道)

- 第4号議案 神戸国際港都建設計画流通業務団地の変更について
(西神流通業務団地)
- 第5号議案 神戸国際港都建設計画地区計画の変更について
(神戸複合産業団地地区計画)
- 第6号議案 神戸国際港都建設計画生産緑地地区の変更について
(八多21生産緑地地区ほか6地区)
- 第7号議案 神戸市景観計画の変更について

5 議事の内容 別紙のとおり

1. 開会

○岩橋計画部長

開会に先立ちまして、委員の皆様にお伝え申し上げます。

本日、総務省消防庁によりまして、全国瞬時警報システム（Jアラート）を用いた訓練放送が全国一斉に実施されます。これに伴いまして、この都市計画審議会中になろうかと思いますが、神戸市では午前11時ごろに訓練放送を行うことになってございまして、この会場におきましても放送が流れます。委員の皆様におかれましては、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

○小谷会長

皆さん、おはようございます。定刻となりましたので、ただいまより、平成27年度第1回神戸市都市計画審議会を開会いたします。

まず、事務局から委員のご紹介と定足数の確認をお願いいたします。

2. 委員紹介・定足数の確認

○岩橋計画部長

お手元の委員名簿をごらんください。

新しく委員となられた方をご紹介させていただきます。

まず、学識経験者委員でございます。

三田委員です。

○三田委員

三田です。よろしく申し上げます。

○岩橋計画部長

八木委員です。

○八木委員

八木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○岩橋計画部長

市会議員委員の皆様をご紹介させていただきます。

安井委員です。

○安井委員

安井です。よろしく申し上げます。

○岩橋計画部長

浜崎委員です。

○浜崎委員

浜崎です。よろしくお願いいたします。

○岩橋計画部長

安達委員です。

○安達委員

よろしくお願いいたします。安達です。

○岩橋計画部長

梅田委員です。

○梅田委員

おはようございます。梅田でございます。

○岩橋計画部長

堂下委員です。

○堂下委員

堂下です。よろしくお願いいたします。

○岩橋計画部長

高瀬委員です。

○高瀬委員

高瀬でございます。よろしくお願いいたします。

○岩橋計画部長

金沢委員です。

○金沢委員

金沢でございます。よろしくお願いいたします。

○岩橋計画部長

今井委員です。

○今井委員

今井です。よろしくお願いいたします。

○岩橋計画部長

外海委員です。

○外海委員

外海です。よろしくお願いいたします。

○岩橋計画部長

高岸委員です。

○高岸委員

高岸です。よろしくお願いいたします。

○岩橋計画部長

池田委員です。

○池田委員

池田です。よろしく申し上げます。

○岩橋計画部長

永江委員です。

○永江委員

永江です。どうぞよろしくお願いたします。

○岩橋計画部長

ご異動で新しく委員となられた方をご紹介します。

国土交通省近畿地方整備局長の山田委員。

本日は代理で、山田兵庫国道事務所副所長がご出席でございます。

○山田委員（代理 山田）

兵庫国道の山田です。よろしくお願いたします。

○岩橋計画部長

兵庫県警察本部神戸市警察部長の上田委員。

本日は代理で、中村兵庫県警察本部交通部交通規制課調査官がご出席でございます。

○上田委員（代理 中村）

中村でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○岩橋計画部長

市民委員をご紹介します。津田委員です。

○津田委員

よろしくお願いたします。

○岩橋計画部長

廣井委員です。

○廣井委員

廣井と申します。よろしくお願いたします。

○岩橋計画部長

今回の審議会で、臨時委員を委嘱させていただいております。

第2号議案の公園の変更についてご審議いただきます、上甫木委員です。

○上甫木委員

上甫木です。よろしくお願いたします。

○岩橋計画部長

次に、定足数でございます。

神戸市都市計画審議会条例第5条第2項の規定により、委員及び議事に関係のある臨時委員の総数の半数以上の出席により、会議が成立することになっております。委員の総数は28名で、定足数は14名となります。本日は24名の委員にご出席いただいておりますので、

会議は有効に成立しております。

以上でございます。

3. 会議録署名委員人の指名

○小谷会長

本日の会議録署名委員ですが、西野委員と藤田委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

4. 議案審議

(第1号議案 神戸国際港都建設計画道路の変更について(3.3.32号須磨多聞線))

○小谷会長

本日は7件の案件を審議いたします。第1号議案 道路の変更について、事務局より説明をお願いいたします。

○新見計画課長

失礼します。説明させていただきます。

第1号議案 神戸国際港都建設計画道路の変更について、3.3.32号須磨多聞線について、神戸市決定の案件でございます。

お手元の議案計画書の3ページをお開きください。

本議案の計画書です。

続く、4ページには理由書と、今回の須磨多聞線の変更の概要をまとめております。

議案計画図は1ページをお開きください。

あわせて、前面スクリーンをごらんください。須磨多聞線の位置図です。

位置図では、主要幹線道路を青色の線で表示しており、変更する路線の起点・終点については、表示の記号のとおりです。

須磨多聞線は赤色で表示しているとおおり、神戸市須磨区天神町5丁目から、須磨区北部の高倉台や多井畑を結び、垂水区小東山6丁目に至る延長約7キロメートルの主要幹線道路です。

ここからは、主に前面スクリーンを用いて、今回の変更の概要をご説明いたします。

まず、須磨多聞線の整備状況図です。

須磨多聞線は、今回の都市計画変更の対象区間となっている須磨区天神町5丁目から離宮西町1丁目までの区間と、多井畑の池の奥上交差点から多井畑南町までの区間が事業中であり、多井畑南町から垂水区桃山台までの区間が未着手であり、その他の区間は整備済

となっております。

神戸市では、都市の将来像を示す指針として、「神戸市総合基本計画」を策定しています。須磨多聞線は、昭和40年に策定した「神戸市総合基本計画」において、都市の骨格を形成し、既成市街地と新市街地をつなぐ道路として整備を進めていくことを位置づけて以降、基本計画等を定期的に見直して更新している中でも、変わらず常に位置づけがされてきたものです。

現在は、平成23年2月に策定した、「第5次神戸市基本計画」及び部門別計画である「都市計画マスタープラン」に位置づけるとともに、「みちづくり計画」においては、今後整備を推進し、早期完成を図る路線として位置づけています。

主要幹線道路のネットワーク図です。

先ほどご説明したとおり、須磨多聞線は主要幹線道路に位置づけており、その中でも、既成市街地内及び市街地間を連絡し、市域の一体性を高める機能を担う都市内幹線道路として位置づけています。

このように、須磨多聞線は現在も市の基本計画等に位置づけており、全市的な観点から整備が必要な路線であると考えております。

一方で、平成20年11月、国土交通省より、人口減少・超高齢化などの社会経済情勢の変化から、全国的な将来交通量が減少すると発表されました。この推計では、平成17年の交通量ベースで、平成42年には交通量が全国で2.6%減少するという結果が示されています。

須磨多聞線の計画図です。

議案計画図は2ページに記載しております。

今回の対象区間となっている、天神町5丁目から離宮西町1丁目までの区間について、将来交通量の動向を踏まえ、本線部分について、4車線の計画であったものを、2車線に変更いたします。なお、本線の山陽電鉄との交差部分については、高架道路とする計画です。

引き続き、前面スクリーンをごらんください。須磨多聞線とその周辺の主な道路の現況と将来の交通量を示しています。

各地点において、枠内の上段の数字が現況の交通量、下段の数字が将来交通量です。

須磨多聞線については、1日当たりの交通量が約1万2,000台程度になると予測しています。また、須磨多聞線の整備に伴い、接続する中央幹線の交通量は増加すると予測していますが、一方で、天井川左岸線、神戸明石線、離宮道等の周辺道路の交通量は大きく減少する予測結果となり、西須磨地域全体で交通の分散が図られるものと考えています。

前面スクリーンをごらんください。須磨多聞線の高架道路部付近の平面図と縦断図です。須磨多聞線の高架道路区間においては、全体幅員が36メートルあり、このうち、高架道路の幅員は12メートルです。また、高架道路の高さについては、地表から一番離れる山陽電鉄の南側で最大10メートル程度になると想定しています。

なお、この変更により、本線の車線数は変更しますが、本線の整備に合わせて沿道の環境対策のために遮音壁等を設置する施設帯の空間や、沿道宅地への出入りのための副道等を確保するため、須磨多聞線全体の幅員は変更しません。これにより、高架及びその周辺には地域で活用可能な空間が確保されます。

都市計画変更に関する説明については以上でございます。

なお、本案について、平成27年9月4日から18日までの2週間、縦覧を行いました。

その結果、4名の方から5通の意見書が提出されております。

引き続き、提出された意見書についてご説明いたします。

まず資料1は、提出された意見書について、提出者の氏名等を除き、内容をそのまま記載したものでございますので、後ほどごらんください。

資料2は、提出された意見を整理し、それに対する神戸市の考え方をまとめたものです。それでは、資料2に沿ってご説明いたします。

1ページをお開きください。1、都市計画変更案に関する意見です。

①須磨多聞線の整備により、交通の適正な分散が図れるとともに、自家用車からバスなどに移動手段を転換できる仕組みが期待でき、相対的な交通量の低減にも貢献できる道路になると期待している。

西須磨地域周辺及び神戸市西部のネットワークの充実と西区在住者の立場を勘案し、本来4車線にすべきとは思いますが、2車線でも早期実現に向けて速やかに実施、実現してほしい、という意見です。

この意見に対する神戸市の考え方をご説明いたします。

今回の須磨多聞線の変更は、将来の交通需要を踏まえて、車線数を4車線から2車線に変更しようとするものです。

須磨多聞線は道路のネットワークを形成し、既成市街地と新市街地を連絡する重要な道路ですので、事業については広く地域の皆さんの意見を伺いながら、なるべく早期に整備ができるよう努めてまいりたいと考えています。

続いて、2、須磨多聞線の必要性に関する意見ですが、須磨多聞線を含む西須磨地域の道路整備については、地域の方々から公害調停が提起されるなど、さまざまな経緯がございましたので、まず、これらについての概要をご説明いたします。

前面スクリーンをごらんください。須磨多聞線（西須磨工区）のこれまでの経緯です。

昭和43年11月、須磨多聞線の今回の対象区間が都市計画決定され、その後、平成7年3月に震災復興事業として、街路事業の認可を取得しました。

平成9年12月、公害紛争調停が申請され、平成25年3月に打ち切りとなるまでの約15年間、公害調停が兵庫県の公害調停委員会により進められました。

その後、条例の対象外ではありますが、公害調停の経緯なども踏まえ、事業課が自主的に今回の2車線の都市計画変更案に基づく環境影響評価を実施し、市民意見の募集なども

行いながら、平成26年8月に環境影響評価書を公表いたしました。

平成27年9月から10月には、道路と高架下周辺の整備のためのワークショップを開催し、地域住民の皆さんのご意見を伺いました。

今後は、現地着手に向けて、現地測量と埋蔵文化財調査を進めていく予定です。

用地買収につきましては、地域の皆様のご協力により、対象区間の98%、本線部分におきましては100%完了しており、整備に取りかかる段階を迎えております。

続いて、公害調停についてご説明いたします。

公害調停とは、公害紛争処理法に基づく公害紛争処理制度の一つであり、調停委員会が、当事者の話し合いを積極的に進め、解決を図るものです。

裁判以外の方法で適正に公害問題の解決を図っていき、調停の手続で成立した合意は、民法上の和解と同じ効力を持ちます。

調停の流れとしましては、まず、当事者のいずれか一方または双方から公害紛争処理機関に申請書が提出されることにより、開始されます。

その後、公害紛争処理機関の委員、法律の専門家、医師、大学教授など各分野の有識者で構成される調停委員会が、当事者の言い分や要求を聞き、当事者間の話し合いを積極的に進め、合意点を探ります。また、必要に応じて調査も行います。

最終的に、当事者の互譲により、公害紛争の解決を図っていきます。

今回の西須磨地域における公害調停の経緯について、ご説明いたします。

平成9年12月、公害紛争調停が兵庫県公害審査会に申請され、平成25年3月に打ち切りとなるまで、約15年間に渡り39回の調停が行われました。

平成20年11月21日の第29回公害調停では、申請人側より、調停終結にかかわる調停条項について次の6項目とすべきであるという意見書が提出されました。

その6項目とは

- ・被申請人（以下、神戸市と申します）は、将来須磨多聞線を整備しようとする場合には、事前に必ず地元沿道4自治会及び西須磨都市計画道路公害紛争調停団の同意を得ること。

- ・神戸市は、須磨多聞線が着工されるまでの間、須磨区桜木町の須磨多聞線用地を暫定的に公園遊歩道として整備すること。

- ・神戸市は、須磨多聞線が着工されるまでの間、須磨区天神町の須磨多聞線用地をグラウンドとして整備し、地域住民に開放すること。

- ・神戸市は、道路公害対策に関し、西須磨都市計画道路公害紛争調停団と継続的に協議する場を設けること。

- ・神戸市は、須磨区天神町の須磨多聞線用地西側に隣接する須磨警察署跡地を公園として整備すること。

- ・本調停事項に関しては、調停終了後も西須磨都市計画道路公害紛争調停団は存続する

ものとみなす。

というものであり、地元の同意が得られるまで、須磨多聞線の整備を先送りし、そこに公園や遊歩道を整備してほしいという内容になっております。

一方、平成21年11月27日の第32回公害調停において、須磨多聞線の整備の進め方について、神戸市からは

- ・山陽電車を高架橋梁で横断する2車線道路及び副道の整備案
- ・地域整備の拠点となる緑地広場の整備
- ・整備に伴う沿道環境への影響予測と必要に応じた環境保全措置の実施
- ・整備計画の具体化に向けた地元自治会との協議

を調停条項として提出しました。このたびの都市計画変更手続や事業課による自主的な環境影響評価の実施は、これらを踏まえたものとなっています。

その後も継続して協議を続けてきましたが、議論は平行線をたどり、平成25年2月の第39回公害調停を最後に、公害調停委員会より、前面スクリーン下部にお示ししているように、「申請人及び被申請人は、須磨多聞線建設を公害対策の一手段とすることは考慮の他として、現在までなされていた、申請人らの居住する本件係争地域内の公害に関する申請人・被申請人間の協議を今後も継続する。」という調停案の受諾が勧告されました。神戸市としては、「須磨多聞線建設を公害対策の一手段とすることは考慮の他として」とした調停案を受諾できない旨を回答し、公害調停が打ち切りとなっております。

それでは、資料2の1ページにお戻りください。

2の須磨多聞線の必要性に関する意見です。

①周辺道路の整備により、10から20年前に比べて渋滞は激減している。西須磨工区は整備されるほうがありがたいが、離宮付近の住民の方々のことを考えると、無理してまで整備する必要があるのか。

②2040年には日本の人口は8,000万人になり、須磨区の人口も3万人減少するそうなので、須磨多聞線は必要ない。行政は、20年から30年先を見て、もっと真剣に考えるべき。

③須磨多聞線の計画ありきで進めるべきではない。須磨多聞線の整備により、住宅の資産価値が下がり、道路沿線の商店は閑散とする。誰が補償するのか。責任は誰が持つのか。

④風光明媚な地域資源を失ってまで建設する必要はない。

⑤須磨多聞線の整備により、地域環境の悪化、地域社会の分断、環境破壊をもたらすことは看過できない。

⑥山麓線が整備されて以降、周辺の離宮道や天井川左岸線が渋滞しているのは、ある一部の時間帯だけである、という意見です。

これらの意見に対する神戸市の考え方です。

須磨多聞線は、道路ネットワークと都市の骨格を形成する重要な幹線道路です。

当路線は、昭和40年に策定した神戸市総合基本計画において、都市の骨格を形成し、既

成市街地と新市街地をつなぐ道路として整備を進めていくことを位置づけて以降、基本計画等を定期的に見直して更新している中でも、変わらず常に位置づけがされてきたものです。

現行のものでは、平成23年策定の「第5次神戸市基本計画」及び部門別計画である「都市計画マスタープラン」や「みちづくり計画」等に位置づけています。

また、道路の機能や整備による効果については、自動車交通の分散による周辺道路の混雑緩和、沿道環境の改善、延焼遮断帯の形成による防災性の向上、災害時や緊急時の輸送路・避難路の確保、緊急車両の速達性の向上、散策や憩いの場などゆとり空間の創出、周辺土地利用の誘導などが見込まれると考えています。

以上のことなどから、須磨多聞線は全市的な観点から必要な路線であると考えています。

2ページをお開きください。

3、環境面及び環境影響評価に関する意見です。

須磨多聞線は環境影響評価等に関する条例の対象外ではありますが、環境面や環境影響評価に関するさまざまな意見をいただいておりますので、こちらについてもご説明いたします。

①須磨多聞線の整備により、長年に渡る地域の渋滞緩和が期待でき、ガソリン車から排出されるNO_x/PM低減にもつながり、周辺住民の皆さんの生活環境改善に役立つと考える。

②騒音や大気質では環境基準を超過している現状があり、さらに1日9,000台の車両が入り込むことを考え、建設自体の再検討が必要である。

③新たに1日9,000台の車両が地域に入り込み、環境基準が守られない地域が新たにできる。また、環境基準を超えている地点においても、少しの改善しか見られず、環境基準をクリアできていない。

④地域周辺の生活環境や健康被害の悪化は明白である。

⑤2車線でも4車線でも、高架道路が地域の景観を台なしにすることは同じである、という意見です。

これらの意見に対する神戸市の考え方です。

須磨多聞線は、神戸市環境影響評価等に関する条例の対象外ではありますが、公害調停の経緯なども踏まえ、平成25年から事業課が自主的に条例に準じて環境影響評価の手続を進め、平成26年8月に環境影響評価書を公表しました。

大気質については、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質について、須磨多聞線及びその周辺において予測をしていますが、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質ともに、全ての地点において環境基準を達成し、数値自体も減少する予測結果が出ています。

この結果から、須磨多聞線の整備で交通が分散されることにより、沿道の環境が改善されることが期待できると考えております。

騒音については、道路の後背地において一部環境基準値を超過することが予測される地点があることがわかりましたが、この点については、供用後に事後調査を実施し、その実測結果を踏まえて騒音の影響を低減するための対策の必要性を判断します。

なお、今回の騒音予測では水平、高さ方向合わせて98地点で予測を行っており、このうち、環境基準値を超える箇所は、昼間8点、夜間4点になります。

景観面については、離宮道の一部区間で、海への眺望に影響しますが、範囲は限定的であると考えています。また、高架道路による景観への配慮として、計画段階では、橋梁形式を桁の高さが低い形式を、また橋梁の配置及び外観のデザイン・色彩等の選定については、圧迫感を感じさせないものを検討していきたいと考えています。

なお、その他の環境要素についても、事業実施区域では環境保全措置を適切に実施することで、環境基準等の環境保全目標を達成する予測結果となっています。

以上から本事業は、環境基準及び神戸市環境基本計画等の目標の維持達成に支障を及ぼすものではないと考えています。

前面スクリーンをごらんください。大気質、騒音、景観に関する環境影響評価の内容について補足説明いたします。

神戸市の環境影響評価制度は、主に、神戸市環境影響評価等に関する条例、施行規則及び神戸市環境影響評価等技術指針に基づいています。須磨多聞線の事業は、事業規模の要件などにより、これらに基づく環境影響評価の対象事業には該当しませんが、これらに準じて環境影響評価を行いました。

調査項目は下部に記載している9項目でございます。

前面スクリーンは、大気質の予測結果について、地域に配布された事業課作成のミニニュースから抜粋したものを表示しております。

今回の環境影響評価では、二酸化窒素と浮遊粒子状物質について、須磨多聞線の整備による影響を評価しています。予測の結果、全ての地点において、自動車交通により発生する大気質濃度が現況と比較して低減される結果になるとともに、環境基準を満たす結果が得られました。

前面スクリーンでは、全予測地点のうち、代表的な2点の予測結果を示していますが、例えば、地点8の桜木町2丁目では、平成25年の二酸化窒素の値が0.00209 p p mとなっているのに対し、平成37年予測では0.00028 p p mと大きく低減しており、下部の赤枠でお示ししている環境基準を満たす結果となっております。

続いて、騒音の予測結果です。

前面スクリーンの灰色でお示ししている須磨多聞線の事業実施区域については、全ての地点で環境基準を満たす結果が得られました。

また事業実施区域周辺の道路近辺においては、神戸明石線や天井川左岸線付近で現況の騒音値より下回る結果となっており、事業実施による整備効果が期待されるものと考えて

おります。

環境基準については前面スクリーン右下に記載しておりますが、道路の後背地において、一部環境基準を上回る地点があります。こちらについては、事業実施後に事後調査を行い、その結果に応じて騒音の影響を低減する対策の必要性を判断いたします。

最後に、景観についてでございます。

景観については、須磨多聞線の整備による、離宮道から海への眺望にどれだけの影響があるのかを調査いたしました。前面スクリーンの写真は、須磨多聞線の整備後も、離宮道から海が見える視点の例です。

引き続き、前面スクリーンをごらんください。離宮道からの眺望への影響予測結果をまとめております。

青色の①の区間は、須磨多聞線の整備後も海が見える区間です。

緑色の②の区間は、現状で松並木により海が見えない区間です。

黄色の③の区間は、現状で周辺の建物等により海が見えない区間です。

赤枠で示している④の区域が、須磨多聞線の整備により、海が見えなくなると予想される区間です。

この調査結果から、須磨多聞線の整備により、前面スクリーンで赤色で示している離宮道の一部区間において、海への眺望に影響いたしますが、範囲は限定的であるものと考えております。

資料2の3ページにお戻りください。

4、その他の意見です。

① 兵庫県の公害紛争調停委員会のたび重なる指導と勧告を一方的に打ち切ったのは、他ならぬ神戸市である。

② 地域の環境悪化は明らかであるのに、市は、「道路ネットワーク」や「離宮道が人中心の道になる」、「緊急車両が早く到着」など、都合のよいニュースを一方的に流しており、不信を強める。

③ 現状混雑している離宮公園前交差点が5差路になるが、その内容がどうなるのか示されていない。また、現道の千森線との接続はどうなるのか。

④ 阪神・淡路大震災以前からの市と地域との経緯を知っている市職員がほとんどおらず、信頼関係が欠落している。

⑤ 旧須磨警察署跡地周辺は、地域住民は、そこが代替地となることで納得したと思うが、この20年間、1軒の戸建住宅が建たないどころか、マンション業者に売り出そうと企んでいるらしい。用途変更や高度変更で高く売れるらしいが、地域住民はそんなことを望んでいない。

⑥ 市当局と地域住民との信頼関係については、過去には寄り添った時期もあったが、現在はほとんどない状況である。

⑦地域住民と折り合うには、徹底的な話し合いが必要である。

これらの意見は都市計画変更案に対する意見には該当しませんが、神戸市の考え方をご説明いたします。

公害調停については、公害調停委員会からの受諾勧告が「須磨多聞線の建設は考慮の他として協議を今後も継続する」という内容であったため、その勧告を受諾できない旨を回答し、公害調停が打ち切られております。

神戸市では、平成7年1月の阪神・淡路大震災以降、震災復興事業として、既成市街地を中心に道路整備や土地区画整理事業、市街地再開発事業などを進めてきました。

西須磨地域においては、千森線、中央幹線、須磨多聞線の整備を進めていくこととしました。

事業の進行に当たっては、平成9年からの公害調停をはじめ、様々な経緯がありましたが、地域の皆さんとの協働と参画の取り組みにより、千森線については平成16年に、中央幹線については平成20年にそれぞれ供用しました。

須磨多聞線についても、地域の皆さんのご意見を伺い、できる限り反映した内容で整備を進めていきたいと考えております。

なお、離宮公園前交差点の具体的な形状については、公安委員会との協議を進めながら決定していきます。

また、須磨警察署跡地は、須磨多聞線の用地買収の代替地の候補地でしたが、結果的に代替地として利用することはなく、当該地は基本的に売却する方針です。

なお現在のところ、当該地の用途地域や高度地区を変更する予定はありませんが、売却に当たっては、地域の皆さんの意見もお聞きしながら手続を進めたいと考えております。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○小谷会長

ただいま、事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見がございましたら、お願いをいたします。

○金沢委員

何点かお伺いしたいと思います。

住民の皆さんから要望書が提出をされていると思いますが、今年の9月17日の神戸新聞でも、測量の延期を求めて市民3,000人分、住民の過半数の署名が提出されたということが書いてありました。その要望書では、地元住民の理解と協力を得て行うことを求めるというような内容だそうですが、3自治会では住民基本台帳上の人口の半数を超えて、地元住民の意思が明確に示されたということで、道路部のほうでも相当な数の署名で念頭に置きながら仕事を進めたいというふうに新聞では書かれております。

こういう要望を受けて、神戸市としてどのような対応をされているのかというのを、少しお願いいたします。

○小谷会長

事務局からご回答お願いいたします。

○新見計画課長

はい、ご指摘のありました署名は、9月に出されました署名人数3,000名を超える署名ということだったと思います。

求められているのが、まさにおっしゃるとおり地域の住民の理解と協力を得ること、不安を払拭するために誠実に話し合いを行うようにということ、事業課がお話に行きました測量あるいは埋蔵文化財調査に入りたいということについて話し合いをしてからにするように、という3点のご指摘の署名であったと認識しております。

これにつきましては、事業担当課が、地域の理解と協力を得ながら進めていくという意向は持っております、引き続き丁寧な説明をしながら、理解を求めていくという方針で、日々動いております。

今回の都市計画の案件につきましては、4車線を2車線にさせていただくという、今まで2車線で地域との話し合いというのは進めており、その内容に都市計画の決定が追いついていないような部分がありましたので、今回の案件を挙げさせていただいております。

事業の実施につきましては、可能な限り理解を得ながらということは変わっておりませんので、引き続き丁寧な説明を行っていくという方針でございます。

○金沢委員

済みません、あともう一つですが、先ほども説明がございましたが、まだ未着手の区間があるとのこと。今回決定される区間は2車線が1車線に変わるわけですが、この未着手の区間のめどがつくというか、開通がされることなしに全体が開通することはないので、須磨多聞線の目的が果たせないということになると思います。

そういう状況のもとで、今回の西須磨工区の工事を前提とした話し合いということではなくて、今お話し合い進めるとおっしゃいましたが、もっとこの路線全体のことも、本当に必要かということも含めて、住民の皆さん方と話し合いを進めるべきではないかと思えます。そういう観点でのお話し合いということも進んでいるのでしょうか。

○新見計画課長

須磨多聞線全体の状況は計画図で真ん中あたりに未着手の区間がございます。あと事業中区間というのが、ここを含めて、今2カ所ございます。それ以外、全て開通をしています。

当然、これだけのボリュームの道路なので、段階的に整備をしていく、一斉に全てができるということはありませんので、順番にやっていくということで、今はこの西須磨工区を優先的にやっていきます。

その後、もう一つ奥の事業中というところについても取り組んでいき、未着手のところに順次取り組むという段階的な整備を進めていくと考えています。

そこで、西須磨工区のその必要性につきましては、離宮前交差点が非常にややこしいことになっておりまして、天井川左岸線も朝夕非常に渋滞をしている中で、これを2方向に分散するというのは、やはり効果があるというふうに考えております。この部分が開通するだけでも、西須磨地域全体の交通環境の改善には資するというふうに判断しまして、まずこちらからやっていくという考え方で進めております。

当然これができましたら、その先もやっていくという方針です。神戸市内で非常に重要な主要幹線道路であることに間違いございませんので、着実に整備を進めていくという予定でございます。

○金沢委員

今、交通環境がよくなるというお話がありました。住民の方が三つの自治会でつくっておられるニュースによりますと、神戸市がつくったミニニュースのナンバー6では、将来交通量、須磨多聞線ができた場合の予測量によると、地域の交通総量というのは須磨多聞線を整備したときのほうが、なしの場合よりも全体で1万5,000台多くなるということが書かれております。さらに月見山線コープ前を加えると、差が1万7,500台に増加するということを書いてあります。

その結果、須磨多聞線をつくったら、地域の環境がよくなるという神戸市の主張が完全に破綻しているということで、それぞれの道路について、神戸市が出している将来交通量に基づいて、現況と須磨多聞線ができた場合を書いてあります。現況の交通総量が14万7,000台で、須磨多聞線がある場合が13万8,000台、そして須磨多聞線がない場合が12万3,000台ということで、これだけの交通量が逆にふえてしまうということを非常に心配されているのですが、その点はいかがでしょうか。

○新見計画課長

はい、地元の方が出されているニュースのその十数万台という話は、事業課が資料をいただいておりますので認識しております。しかし、台数のカウントの仕方には、若干疑義があるようでして、その数字そのものを今ここで話しするのは控えさせていただきたいと思いますが、やはりその交通は1カ所に集中するというのが一番環境にとってはよくないというふうに考えており、それが適正に分散をして流れるということが一番大事と考えております。

今の状態というのは天井川左岸線、あるいは離宮道もそうですが、1カ所に集中しているという状況になっている、それを適正な分散をさせるという考え方で計画を立てているということでございます。その点につきましては、地域の方々に、これからも丁寧な説明をして、ご理解いただくように事業課で取り組んでいく予定でございます。

○金沢委員

住民の方々がこうやって本当にご心配になっていることについて、しっかりと説明も必要ですし、ご理解も必要だと思っておりますが、今の段階ではまだまだそういったことがきちん

とできていない、納得していただけるまでにはなっていないと思います。ぜひ、丁寧な説明と、事業を始めるということを住民の皆さんの声を無視してすることがないようにということだけ、求めたいと思います。

○小谷会長

ほかにご意見ございませんでしょうか。

○西村委員

済みません、1点だけ。

今、ご説明いただいたことに関係すると思いますが、ご説明のあった交通量予測ですが、その積算根拠は何なのか僕も専門ではないのでよくわかりません。

きちっとした積算根拠に基づいておられると思いますが、何かその辺の説明があったほうが、我々は理解しやすいというか、単純に住民の方々のモビリティがどうなるというだけでなく、幹線道路ですので、物流関係のトラックの入り込みもあり得ますよね。だから、あらゆるファクターを想定した上で、こういう交通量になったという説明は、特に住民の方が、気にされているのであれば、丁寧に積算根拠は示すほうがいいのではないかという気はします。

○新見計画課長

地域からもそのような求めはこれまでもありましたし、これからも行う必要があると思います。

説明がわかりにくかったかもしれませんが、いろいろなその算出根拠などの情報公開も含めて丁寧な説明を、これまでも行っておりますし、これからも行う予定でございます。

○小谷会長

いかがでしょう。他にご意見ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

○小谷会長

それでは、他にご意見もないようですので、お諮りいたします。

第1号議案 神戸国際港都建設計画道路の変更について、3.3.32号須磨多聞線、神戸市決定です。

原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

(「異議あり」の声あり)

○小谷会長

それでは、改めてお諮りをいたします。

第1号議案について、賛成の方、挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○小谷会長

ありがとうございます。

反対の方の挙手をお願いいたします。

(反対者挙手)

○小谷会長

賛成多数でございます。

よって、第1号議案については、原案のとおり承認し、市長に答申いたします。

(第2号議案 神戸国際港都建設計画公園の変更について(3.3.105号押部谷町公園))

○小谷会長

次に、第2号議案 公園の変更について、事務局より説明をお願いいたします。

○新見計画課長

説明させていただきます。

第2号議案 神戸国際港都建設計画公園の変更について、3.3.105号押部谷町公園、神戸市決定でございます。

議案計画図の3ページをお開きください。

あわせて、前面スクリーンをごらんください。位置図でございます。

押部谷町公園は、明石川の西側、都市計画道路である神戸母里線沿いに位置する面積約1.4ヘクタールの近隣公園です。

前面スクリーンは周辺の航空写真です。都市計画の区域を赤線を表示しております。

議案計画図の4ページをごらんください。

あわせて、前面スクリーンをごらんください。計画図です。

追加する区域を赤色で表示しております。

議案計画書の5ページをお開きください。

今回の変更の内容と理由を記載しております。

神戸市では、市街化調整区域内の農村部において、生活環境の充実やコミュニティ活動の活性化を目的として、地域住民のコミュニティ活動やスポーツ、レクリエーションの拠

点となる田園コミュニティパークの整備について、緑の基本計画「グリーンコウベ21プラン」に位置づけ、順次進めてきております。

このたび西区押部谷町において、新たに田園コミュニティパークの整備の見通しがついたため、本案のとおり公園の区域と面積等を定めようとするものです。

なお、本案について、平成27年9月4日から18日まで縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○小谷会長

ただいま、事務局より説明がありましたが、ご質問、ご意見がございましたら、よろしくお願いいたします。いかがでしょうか。特にご意見ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

○小谷会長

それでは、ご意見がないようですので、お諮りいたします。

第2号議案 神戸国際港都建設計画公園の変更について、3. 3. 105号押部谷町公園、神戸市決定です。

原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○小谷会長

ご異議ございませんので、原案のとおり承認し、市長に答申いたします。

(第3号議案 神戸国際港都建設計画下水道の変更について(神戸市公共下水道))

○小谷会長

次に、第3号議案 神戸市公共下水道の変更について、事務局より説明をお願いいたします。

○新見計画課長

ご説明いたします。

第3号議案 神戸国際港都建設計画下水道の変更について、神戸市公共下水道ポートアイランド処理場、神戸市決定です。

議案計画図の5ページをお開きください。

あわせて、前面スクリーンをごらんください。位置図です。

ポートアイランド処理場は、医療センター駅の西側に位置し、ポートアイランドと空港島を処理区とする下水処理場です。

前面スクリーンをごらんください。航空写真です。

都市計画の区域を赤線で表示しております。

議案計画図の6ページをごらんください。

あわせて、前面スクリーンをごらんください。計画図です。

既決定の区域を灰色、廃止する区域を黄色で表示しております。

議案計画書の6ページをごらんください。

今回の変更の内容と理由を記載しております。

このたび、今後の人口動態や周辺の土地利用動向等を考慮した処理場の再編計画を精査した結果、ポートアイランド処理場において、今後も処理場関連施設が配置される見込みがない区域を廃止いたします。

議案計画書の7ページをお開きください。変更前後対照表です。

一番下部の「4 その他の施設」のところに示すとおり、この変更に伴い、ポートアイランド処理場の面積は、約6万平方メートルから約1,000平方メートル減少し、約5万9,000平方メートルになります。

なお、本案について、平成27年9月4日から18日まで縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○小谷会長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見がございましたら、よろしくお願いいたします。

○今井委員

変更後の利用については、何かあるのでしょうか。お聞かせください。

○新見計画課長

現在のところ未定でございます。この場所がご存じのように市民病院や、さまざまな医療関連施設が集積している場所でもございますので、土地の有効活用という観点から、何らかの医療関連の土地利用ができないか検討されているという状況でございます。

○小谷会長

他にご意見などよろしいですか。

(「なし」の声あり)

○小谷会長

それでは、他にご意見もないようですので、お諮りいたします。

第3号議案 神戸国際港都建設計画下水道の変更について、神戸市公共下水道、神戸市決定です。

原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○小谷会長

それでは、第3号議案につきまして、原案のとおり承認し、市長に答申いたします。

(第4号議案 神戸国際港都建設計画流通業務団地の変更について(西神流通業務団地))

(第5号議案 神戸国際港都建設計画地区計画の変更について(神戸複合産業団地地区計画))

○小谷会長

次に、第4号議案と第5号議案は、神戸複合産業団地に関連する案件ですので、一括して説明を受けたいと思います。

○新見計画課長

説明させていただきます。

第4号議案 神戸国際港都建設計画流通業務団地の変更について、西神流通業務団地、第5号議案 神戸国際港都建設計画地区計画の変更について、神戸複合産業団地地区計画、いずれも神戸市決定です。

以上の2議案は、神戸複合産業団地に関連する案件ですので、一括して、ご説明いたします。

議案計画図の7ページをお開きください。

あわせて、前面スクリーンをごらんください。位置図です。

神戸複合産業団地は、神戸電鉄粟生線「木津駅」の南側に位置する面積約270ヘクタールの地区です。その区域を桃色で表示しています。

このうち、「西神流通業務団地」の区域は青枠で示しています。

なお、「神戸複合産業団地地区計画」の区域は桃色で表示している全域となります。

前面スクリーンをごらんください。航空写真です。

神戸複合産業団地は、西神自動車道を初めとする広域幹線道路等の整備効果を活用した、流通機能と工業研究開発機能をあわせ持つ、新しいタイプの産業団地として、整備を進めているものです。

初めに、西神流通業務団地の変更について、ご説明いたします。

議案計画書の8ページをごらんください。

議案計画図のほうは8ページをごらんください。

あわせて、前面スクリーンをごらんください。西神流通業務団地の計画図です。

計画図では、「流通業務施設」の区域を桃色で、変更する区域を黒枠で表示しています。

西神流通業務団地は、流通業務施設を集約的に配置し、流通機能の向上と道路交通の円滑化を目標として、平成3年に都市計画決定しています。

議案計画書の9ページをお開きください。

今回の変更の理由と変更の概要を記載しております。

このたび、流通業務施設用地の需要に対応するため、「公益的施設」の一部を「流通業務施設」に変更いたします。

この変更により、「流通業務施設」の面積は約1.3ヘクタール増加し、変更後の面積は約60ヘクタールに、「公益的施設」の面積は約1.3ヘクタール減少し、変更後の面積は約0.4ヘクタールになります。

続きまして、神戸複合産業団地地区計画の変更について、ご説明いたします。

議案計画書の10ページをお開きください。

議案計画図は9ページをお開きください。

あわせて、前面スクリーンをごらんください。神戸複合産業団地地区計画の計画図です。

計画図では、「流通業務施設地区」をだいたい色で、「製造工業等施設地区A」を青色で、「製造工業等施設地区B」を紫色で、「細区分を変更する区域」を黒枠で表示しています。

議案計画書の12ページをお開きください。

今回の変更の理由と変更の概要を記載しております。

このたび、西神流通業務団地の変更とあわせて、流通業務施設用地の需要に対応するため、「流通系サービス施設地区」を「流通業務施設地区」に変更いたします。

変更により、「流通業務施設地区」の面積は約1.9ヘクタール増加し、変更後の面積は約116.5ヘクタールとなります。

また、近年の製造業における業種形態の変化に対応するため、「製造工業等施設地区A」及び「製造工業等施設地区B」において、建築物の用途の制限から、「倉庫業を営む倉庫」を削除し、建築を可能とします。

なお、本案について、平成27年9月4日から18日まで縦覧に供しましたが、意見書の提出はありませんでした。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○小谷会長

ただいま事務局からご説明がありましたが、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

○安井委員

この地区計画の変更というのは、時代に応じて大変必要なことですし、当然そうあってしかるべきものだとことを認めております。実はかつて六甲アイランドで、この地区計画の変更ではないのですが、ワールドが持っていたラグビーの練習場、これ地域には文化レクリエーション地域として、みんなに発表し、パンフレットにもそう書いて、近隣の人々はそういう形で認識して、未来永劫にそれは広場であろうと、地元の議員もそういう説明を受けていた。ところが、ある日突然、その文化レクリエーション地域に巨大なマンションが建ち並んだということで、住民の中で大騒ぎになり、裁判になり、そして住民同士が争うということになっていった。

そういう形で、当然必要なことであろうと思いますが、行政手続の上で非常に丁寧にやっついていかななくてはいけない。特に既存の地区計画を変えられる隣接地に関しては、特に十分に説明しておかないと、隣にどんなものが建つことに変更されるのか、そしてまた隣に何が建つのかということは、非常に大きな問題であります。

そういう意味で、当局はこの地区計画の変更にあたって、地域に対してどういう説明をしているのか、そしてその方針はどうかということをお聞かせください。

○新見計画課長

地区計画というのはまさに地域のルール、地域の皆さんの独自ルールというような合意のもとでしていくものでございますので、今、委員のご指摘がありましたように、地域の合意形成、あるいは周辺の方々の理解というのはやはり必要不可欠ではないかと考えております。

それと、定める方針に適合した、適切な規制内容という決定も一方で必要であろうと思っております。

今回の件につきましては、複合産業団地で住民のおられない企業団地での変更ではあるのですが、周辺に集落がございます。北側に木津地区という集落があり、その南西のほうに木見地区というのがございます。そちらの両自治会のほうに、あらかじめ変更内容をご説明いたしまして、あわせて変更のビラを配布させていただいて、周知を図ったというような経緯がございます。一応ご理解をいただいた形をとっております。

以上でございます。

○安井委員

大変申しわけないのですが、反対はしませんが、何回も私はこの都市計画審議会でお話しておりますが、周知徹底させる方法が自治会とビラなんです。これで果たして隣接地、土地の所有者は理解しておるのかと。地区を計画するときに、東灘の御影でもあったのですけれども、持ち主は和歌山の酒屋さんであったと、それが全然知らんうちに、市街化区域が外されてしまっていたというようなことがあります。これは自治会を通じビラをまいてということが、行政上の手続きと思ったら大間違いで、できるだけのやっぱり丁寧な、

土地を持っている人に対して、必ず足を運ぶとか、あるいはまた電話でするとか、直接意思を交わすということがやっぱり丁寧なことだと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○新見計画課長

申しわけございません。ちょっと言葉の説明が十分でございました。先ほど今ご指摘の土地をお持ちの方、もしくはその直接規制をかけられる方につきましては、登記簿等も調べまして、不在地主の場合もございます。そちらについては、当然連絡をとりまして、ご理解いただくようにしております。

ただ、郵送なんかで、どうしてもつかまらないケースもありますけれども、基本的には全ての地権者さんにご理解いただくような手続をとっております。

先ほどは団地周辺の自治会の方々への周知という意味で申し上げました。済みません、言葉足らずでございました。

○浜崎委員

済みません、1点だけ。

この地区の細区分ということで、「流通業務施設地区」が114.6ヘクタール、「流通系サービス施設地区」1.9ヘクタール、この1.9ヘクタールが「流通業務施設地区」に入るわけで、次の建物等の用途の制限ということで、「倉庫業を営む倉庫」、具体的にはどんなものですか。

それと、この地区にどう適合されるのかというのを教えてください。

○新見計画課長

まず、今回変更します区域、位置図の黒枠の部分は「公益的施設用地」ということで、一言で言えば、そこで働かれる皆さん方の利便施設的なものを誘致するという土地利用でございました。それを位置図の桃色の部分、引き合いが強い最近流通業のニーズが高まってきているということで、流通業の進出が可能な土地に変えるという趣旨でございます。

では、「公益的施設地区」がなくなっているのかということについては、複合産業団地は木津駅の周辺に複合機能用地というのを持ってございます。こちらのほうに立地可能な土地がまだあるということで、今回そういう判断をしております。

それから、ご指摘の1.9ヘクタールの件は、まさにこの「公益的施設地区」のことです。それで、公益的施設というのは、先ほど申しました、従業員の利便施設、例を挙げますと、会館なんかで会議室とか展示場とか、あと売店とか食堂とか、そんな類のものを想定しておりますが、それにつきましては駅の周辺でできるということで、今回流通業務施設地区に変えさせていただいております。

それから、「倉庫業を営む倉庫」の件につきまして、この複合産業団地というのは流通業務団地の周りに工業団地を持っておりまして、こちらの工業団地というのは、基本的には製造業を営む方を誘致するという目的でできた団地です。近年、製造業も分業化が進ん

でおりまして、今までですと製造して自分の敷地内の倉庫に物を在庫して、それをまた出荷するという形だったのですが、倉庫業を専門に営む会社への外注が進んできております。そういうことを専門にされる会社、それがまさに「倉庫業を営む倉庫」ということをごさ
いまして、倉庫で人の荷物を預かって、それを管理して、出荷につなぐといたしますか、そ
ういうのを業としている業態でございます。特に最近そういう大規模な倉庫業というのは
ございまして、国のほうの規制緩和といたしますか、土地利用の柔軟な変更というような指
示もございまして、以前でしたら、こちら製造業を中心にしていたのですが、そこらあた
りは倉庫業も認めていこうと。以前は流通業務施設地区がまだあいておりましたので誘致
もできたのですが、こちらのほうもかなりいっぱいになってきているような背景もござい
まして、今回、そのような変更を挙げております。

○浜崎委員

今の倉庫業については、従前ここにはりついてきた業態が倉庫業は認めていなかったわ
けですね。ということは、以前からはりついておった製造業の皆さんは承諾していただい
ていますね。

○新見計画課長

この内部はまさに地権者さんですので、合意形成をしております。

○浜崎委員

わかりました。

○金沢委員

複合機能地区のほうで、利便施設、公益的施設が立地可能ではないかというお話があっ
たのですが、ここの中でそういう施設として確保されているところがあるのですか。

○新見計画課長

現状でそういったものが立地しているというものはまだなくて、それが立地可能な土地
が用意されているという状況になっています。

○金沢委員

お聞きしたところでは、この複合機能地区も4割ぐらいいは売れてきているという話です。
公益的施設の変更の面積は1.3ヘクタールですので、かなり広いし、いわば今まで中心地
の中で、こういう公益的施設をつくっていこうということで、土地が確保されてきたわけ
ですよね。それがやっぱりなくなってしまうということでは、働く皆さんのそういう利便
施設というのが、必ずしもこの地区の中で充実しているとは今言えない状況ではないかな
と思うのですが、例えばそういう利便施設は、どこにどのくらいあるのでしょうか。

○新見計画課長

具体的な土地利用の誘致状況は、把握はしておりませんが、実は利便施設は、ここに必
ずしもなくて、分散しております。コンビニがあつたり、産団協といたしまして、会議室み
たいな、会館のようなものをつくられて、そのあたりは若干柔軟に動かれているところは

あります。

ただ複合産業団地全体のものを対象に割と大規模なものをとというのはまだ具体的なニーズも上がってきていないというような状況の中で、立地しておりません。

ちなみに場所については、この製造工業用地でも、計画図で黄色に塗ってある工業系サービス施設地区にも公益的施設用地がまた一部確保されておりまして、中心のほうにも一部土地は確保しているという状況になってございます。

あと、この複合機能地区は駅に近いということで、ちょうど動線にもなっており、利便性が高いと考えております。

○金沢委員

今の話だと、まだちょっと具体的なことが見えてこないんですね。だから、やはり当初の計画は、やはり何かここに決めたという理由はあったと思いますし、働く方々も今ふえているわけですから、そういった方々のための公益的施設をつくっていかうという計画はあったわけですから、そういうところを先になくしてしまって、今後の計画というのは、まあまあまだまだ土地はありますよみたいのところだけということで、やはり少し問題があるのではないかなというふうに思います。

○新見計画課長

(全国瞬時警報システム訓練放送)

企業誘致をしていく中で、公益的施設のニーズは当然お聞きしながら進めておるかと思います。公益的施設の区域は当然そのために用意している土地ですので、そういう誘致がなされていくと考えております。

○小谷会長

ほかにご意見ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○小谷会長

それでは、他にご意見もないようですので、案件ごとにお諮りいたします。

第4号議案 神戸国際港都建設計画流通業務団地の変更について、西神流通業務団地、神戸市決定です。

原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

(「異議あり」の声あり)

○小谷会長

それでは、改めてお諮りします。

第4号議案について、賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○小谷会長

ありがとうございます。

反対の方の挙手をお願いいたします。

(反対者挙手)

○小谷会長

ありがとうございます。

賛成多数でございます。

よって、第4号議案につきましては、原案のとおり承認し、市長に答申いたします。

次に、第5号議案 神戸国際港都建設計画地区計画の変更について、神戸複合産業団地地区計画、神戸市決定です。

原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

(「異議あり」の声あり)

○小谷会長

それでは、改めてお諮りをいたします。

第5号議案について、賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○小谷会長

ありがとうございます。

反対の方の挙手をお願いいたします。

(反対者挙手)

○小谷会長

ありがとうございます。

賛成多数でございます。

よって、第5号議案につきましては、原案のとおり承認し、市長に答申いたします。

(第6号議案 神戸国際港都建設計画生産緑地地区の変更について(八多21生産緑地地区ほか6地区))

○小谷会長

次に、第6号議案 生産緑地地区の変更について、事務局より、説明をお願いいたします。

○新見計画課長

はい、説明させていただきます。

第6号議案 神戸国際港都建設計画生産緑地地区の変更について、八多21生産緑地地区ほか6地区、神戸市決定でございます。

まず、生産緑地地区の都市計画上の位置づけをご説明いたします。

前面スクリーンをごらんください。

生産緑地地区は、市街化区域内において、緑地機能及び多目的保留地機能のすぐれた農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成に資することを目的として指定するものです。

神戸市では市街化の進展に伴い、緑地が急速に減少する中、良好な生活環境を確保する上で、農地等の持つ緑地機能に着目して、残存する農地等の計画的な保全を行う必要があったため、平成4年に市街化区域内農地を「宅地化する農地」と「保全する農地」に区分し、このうち「保全する農地」を生産緑地地区として指定しました。

生産緑地地区の区域の変更及び廃止の理由には、

1. 農地とするための土地の形質の変更に伴う場合。
2. 農業の主たる従事者が死亡あるいは農業に従事することを不可能にさせる故障に至った際に行うことができる、農地の買い取り申し出に伴い行為の制限が解除に至った場合。
3. 生産緑地地区の指定の面積要件を満たさなくなった場合。

などがあります。

議案計画書の13ページをお開きください。

今回変更する農地として保全が困難となった生産緑地地区の指定の廃止及び変更の内容と理由となっております。

1が廃止する地区、2が変更する地区です。

まず、農地として保全することが困難となった、生産緑地地区の指定を廃止・変更するまでの手続について、ご説明いたします。

前面スクリーンをごらんください。買い取り申し出に伴う変更や廃止について説明いたします。

生産緑地地区の都市計画決定の後、農業の主たる従事者が死亡した場合、または農業に従事することを不可能にさせる故障に至った場合には、生産緑地法に基づき、市に対して農地の買い取り申し出を行うことができます。

買い取り申し出に対し、市が買い取りできない場合には、農業委員会に農地としての売買のあっせんを依頼します。

そして、このあっせんが一定期間内に成立しない場合、かつ、申し出から3カ月の間所有権の移転が行われなかった場合には、生産緑地地区としての土地利用の制限が解除され、農地以外の土地利用が可能になります。

こうした手続の結果を受けて、都市計画としての生産緑地地区の指定を廃止及び変更するものです。

議案計画書の14ページをごらんください。

今回の生産緑地地区の変更の概要をまとめておりまして、この順にご説明いたします。

なお、計画図については、議案計画図の10から14ページに示しておりますが、説明の順番が前後いたしますので、前面スクリーンを用いて説明させていただきます。

図では、既決定の区域を灰色、廃止する区域を黄色で表示しております。

まず、八多21生産緑地地区の廃止です。

位置は八多道場線の東側、北神戸田園スポーツ公園の西側です。

主たる従事者の故障による買い取り申し出により、黄色の区域を廃止いたします。

北別府35生産緑地地区の変更です。

位置は永井谷線の東側、伊川谷小学校の北側です。

主たる従事者の死亡による買い取り申し出により、黄色の区域を廃止することに伴い、区域と面積を変更いたします。

竜が岡12生産緑地地区の廃止です。

位置は第二神明道路の南側、岩岡神出線の西側です。

主たる従事者の故障による買い取り申し出により、黄色の区域を廃止いたします。

池上26生産緑地地区の廃止です。

位置は伊川谷小学校南側です。

主たる従事者の死亡による買い取り申し出により、黄色の区域を廃止いたします。

玉津18生産緑地地区の変更です。

位置は明石川と櫛谷川の合流地点の東側です。

主たる従事者の故障による買い取り申し出により、黄色の区域を廃止することに伴い、区域と面積を変更いたします。

伊川谷123生産緑地地区の変更です。

位置は永井谷線の西側です。

主たる従事者の死亡による買い取り申し出により、黄色の区域を廃止することに伴い、区域と面積を変更いたします。

伊川谷4生産緑地地区の廃止です。

位置は長坂中学校の東側です。

主たる従事者の故障による買い取り申し出により、黄色の区域を廃止いたします。

議案計画書の14ページをごらんください。

以上の変更により、神戸市全体の生産緑地地区は、変更前後対照表に記載しておりますとおり、変更前の504地区、面積約107.37ヘクタールから、500地区、面積約106.49ヘクタールとなります。

なお、本案について、平成27年9月4日から18日まで縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○小谷会長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。

(「なし」の声あり)

○小谷会長

それでは、特にご意見がないようですので、お諮りいたします。

第6号議案 神戸国際港都建設計画生産緑地地区の変更について、八多21生産緑地地区ほか6地区、神戸市決定です。

原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○小谷会長

ご異議ございませんので、原案のとおり承認し、市長に答申いたします。

(第7号議案 神戸市景観計画の変更について)

○小谷会長

引き続きまして、第7号議案 神戸市景観計画の変更について、事務局よりご説明をお

願いたします。

○新見計画課長

はい、説明させていただきます。

第7号議案 神戸市景観計画の変更についてご説明いたします。

本案件は、景観計画の変更について、景観行政団体である神戸市が、景観法第9条第8項の規定に基づき、本審議会の意見を聴取するものです。

議案計画書の19ページをお開きください。

ページの下の「参考」に関係条文を記載しております。同様のものを前面スクリーンにもお示ししております。

景観法第9条第2項に、景観行政団体は、景観計画を定めようとするときは、都市計画区域に係る部分について、あらかじめ都市計画審議会の意見を聞かなければならない、と定められており、同条第8項では、景観計画の変更についても、この規定を準用することとされております。

このため、今回、神戸市景観計画の変更について、本審議会の意見をお聞きするものでございます。

議案計画書の20ページをごらんください。

あわせて、前面スクリーンをごらんください。神戸市景観計画の概要でございます。

神戸市景観計画では、

1. 景観計画の区域
2. 良好な景観の形成に関する方針
3. 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項
4. 景観重要建造物の指定の方針
5. 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項、を定めています。

この計画は、平成18年2月1日に策定し、その後、平成22年7月1日に都心部での眺望景観の誘導基準を追加する変更を、さらに、平成25年4月1日には、須磨・舞子海岸都市景観形成地域に眺望景観の誘導基準を追加する変更を行っております。

前面スクリーンをごらんください。

景観計画の区域として、現在、7区域を指定しており、今回の変更は、その中の「区域6 岡本駅南都市景観形成地域」に係る景観計画の変更を行うものです。

それでは、今回の変更の内容につきまして、まちのデザイン課長から、ご説明させていただきます。

○西まちのデザイン課長

失礼いたします。住宅都市局計画部まちのデザイン課長の西と申します。よろしく願いたします。

まず、これまでの検討経緯等についてご説明をさせていただきます。

概要をまとめました別冊の資料をご用意しておりますので、参考資料の1ページをごらんいただけますでしょうか。

あわせて、前面スクリーンをごらんください。

本市では、神戸らしい都市景観を形成するため、区域を指定し、地域特性に応じて、屋外広告物を含めた建築物等に関する基準を定め、助言・指導を行っております。

岡本駅南都市景観形成地域では、景観計画区域の一つとして、まちづくり協議会による景観まちづくり活動が積極的に行われており、平成21年からは、屋外広告物に関する基準の検討が開始されました。

平成26年5月には、区域内における屋外広告物に関する基準などを定めた「岡本版・屋外広告物ルール&ガイドライン（案）」がまちづくり協議会の総会で承認され、その後、神戸市に提案されました。

この提案を受け、神戸市では、平成26年6月から、都市景観審議会での審議あるいは、市民意見公募を行ってまいりましたが、平成27年9月の都市景観審議会において、景観計画の変更案について、ご承認いただいたところでございます。

本案件は、これらの結果を踏まえ、神戸市景観計画の岡本駅南都市景観形成地域に係る屋外広告物等に関する基準の変更を行い、同地域におけるよりよい景観誘導を行っていかうとするものでございます。

議案計画図の15ページをお開きください。

同様のものを前面スクリーンにお示ししております。

今回、景観計画の変更を行う岡本駅南都市景観形成地域の区域でございます。北側の阪急岡本駅、南側のJR摂津本山駅の間の約10.8ヘクタールの地域でございます。

続いて、議案計画書15ページから18ページの内容について、参考資料を用いてご説明をいたします。

参考資料、2ページをお開きください。

同様のものを前面スクリーンにもお示ししております。

まず、全ての広告物の共通基準でございます。

一つ目は、形態や色彩等の「意匠」についての制限です。

- ・面する道路の特性に応じ、建物や周辺環境と調和のとれた意匠とする。
- ・ネオン管などの照明装置を点滅させない。あるいは、回転灯は設置しない。
- ・文字が動くもの、点滅するものは掲出しない。
- ・映像・動画は掲出しない。
- ・動きがあるものや形状が変化するものは掲出しない。
- ・共同住宅には、共同住宅の名称、その建物内の店舗・事業所の広告物のみとする。

といった制限でございます。

また、同じく「意匠」の部分について、文字の大きさ及び文字率というものを定めております。

まず、建物名、店舗・事業所名の文字の大きさについては、表で示しておりますとおり、山手幹線沿いのものと、それ以外のもの、さらに、1階以下と2階以上で分けております。

例えば、山手幹線沿いの1階以下ですと、40センチ四方以内という制限になります。

また、建物名、店舗・事業所名以外の文字については、10センチ四方以内という制限になります。

続いて、文字率でございます。文字率といいますのは、広告物の面積に対する文字部分の面積、図でご説明いたしますと、白い枠の部分に対するピンク色で塗りつぶした部分の面積になりますが、この率を15%以下とする制限でございます。

文字の大きさと文字率は、どちらか一方を満たせばよいということになっております。

共通基準の二つ目は「配置・位置」です。

- ・店舗・事業所に関する広告物は、店舗・事業所の部分以外には掲出しない。
- ・道路に面しない壁面には掲出しない。

という制限でございます。

三つ目の「種別」につきましては、自家用広告のみとしております。

四つ目の「規模」についてですが、屋外広告物の設置数を制限しております。

- ・店舗・事業所については、入り口の数プラス3個まで
- ・集合看板や建物名については、一つの道路につき1個以下

という制限になっております。

続きまして、「壁面広告物」、「屋上広告物」といった種別の基準についてです。

参考資料は3ページをごらんください。

一つ目は、「壁面広告物」に関する制限です。

まず、取りつける壁面やベランダなどからはみ出さないこととしております。

次に、表示面積についてでございますが、表で示しておりますとおり、設置する位置が地上から2.5メートルより上か下かで分けております。

2.5メートルより下につけるものにつきましては、1.5平方メートル以下という制限になります。

地上から2.5メートルより上につけるものにつきましては、山手幹線沿い、JRの線路沿い、その他のエリア、それぞれで面積要件を定めており、例えば、山手幹線沿いですと、10平方メートル以下という制限になります。

二つ目は「屋上広告物」についてですが、掲出しない、つまり、設置禁止という制限になっております。

三つ目は、「突出広告物」に関する制限です。

まず、設置する高さについてですが、上端は軒の高さ以下、下端は地面から2メートル

以上としております。

設置数については、1道路につき、1店舗・事業所当たりの設置数は1個以下としております。

さらに、設置する位置が1階以下か2階以上か、また、山手幹線沿い、JRの線路沿い、その他のエリアのそれぞれで高さ、出幅、表示面積を定めており、例えば、山手幹線沿いの2階以上ですと、高さは3メートル以下、出幅は95センチメートル以下、表示面積は1面当たり2平方メートル以下かつ1個当たりの合計が4平方メートル以下という制限になります。

次に、参考資料の4ページをお開きください。

「地上広告物」に関する制限でございます。

地上に独立して設置されている看板等の広告物についてでございますが、高さ、横幅、表示面積、設置数を制限しております。

続いて、「立て看板」に関する制限です。

こちら縦横の長さ、表示面積を制限しております。

次は、「日よけテント」に関する制限です。

日よけテントそのものは、屋外広告物にはあたりませんが、屋外広告物と関連した内容について定めるものです。

現在の基準では、「原則として設置しない。」となっておりますが、日よけテントをうまく利用した広告物を誘導するため、「必要最小限のものとし、窓面や入り口を覆い隠さず、建築物と調和のとれた意匠とする」という文言に変更しております。

また、日よけテントやひさしに広告物を掲出する場合は、傾斜部や側面には掲出しないという制限を定めます。

最後に、「窓面広告物」に関する制限です。

前面スクリーンの写真にありますように、窓面に屋内側からはりつける広告物は、屋外広告物にはあたりませんが、「規制または措置の基準として必要な制限」として定めます。

表示率、つまり、窓面全体の面積に対する広告物の面積を制限しようというもので、1階以下は10%、2階以上は20%以下という制限でございます。

以上が、変更案の内容でございます。

議案計画書の15ページをお開きください。

このような内容をどのように景観計画に位置づけるかということについてご説明させていただきます。

まず、神戸市景観計画のうち、区域6の岡本駅南都市景観形成地域の別表2「規制または措置の基準として必要な制限」の「⑩日よけテント」に関する基準を一部変更いたします。

また、「⑮窓面広告物」に関する基準を新たに追加いたします。

議案計画書の16ページをごらんください。

別表3「屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項」には、先ほどご説明いたしました「1 共通基準」として、「①意匠」、「②配置・位置」、「③種別」、「④規模」に関する基準を新たに追加いたします。

議案計画書の17ページをお開きください。

続いて、「2 種類別基準」として、「①壁面広告物」、「②屋上広告物」、「③突出広告物」、「④地上広告物」、さらに、議案計画書18ページにまいりまして、「⑤立看板」に関する基準を新たに追加いたします。

また、表の枠外になりますが、緩和規定を幾つか定めております。

「一時的・簡易的なもの」、「神戸市が都市景観審議会の意見を受けて認めるもの」、「公益上の理由によりやむを得ないもの」を除くという規定でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○小谷会長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

はい、お願いいたします。

○西村委員

このエリアは長い時間をかけて地元の方が一生懸命考えてこられたので、すごくいいアイデアだなと思うのですが、改めて計画図を見てみると、区域界というのが線で引かれますよね。こう線で引かれてしまうと、ではこの線を境に出たところはいいのかと思ってしまふのが人間の常であるので、できるだけ面的に網をかけていくというのは重要だと思います。

ですから、線を出た途端にぼこぼこふえてしまうようなことがないように、地域の人は時間かけて周辺に説明もされ、納得もして進んできていると思います。しかし、この線外のところに新規事業者が入ってきたときには、やっぱり企業のコーポレートルールや企業カラーがあるなどで理解してくれない場合もありますよね。

そのなかでも、そこはコミュニケーションを図って、地域の皆さんと行政とが説明していかないと、にじみ出ていくような形で進まない、本来はきれいなまちをつくりたいという思いで始まっているので、この区域出た途端、ぼこぼこ変なのができる、その真意がもったいない気がします。

これは意見というより要望になりますが、市のほうも地域の皆さんと組んで、この辺についてもできる限り周知徹底するようなことをお願いできたほうが、実が出るだろうなと思います。

○西まちのデザイン課長

ご指摘ありがとうございます。大変貴重なご意見かと思っております。

当地では1982年から長きにわたってまちづくり活動をされていまして、そういった成果がようやくここにも活かされてきたということは一つございます。

そういった活動を周辺にも広めていくというような活動が一つ。もう一つは、屋外広告物については条例がございまして、そちらの内容についても、さらに充実した運用といったものが必要かというふうに思っております。貴重なご意見として活かしていきたいと思っております。ありがとうございました。

○小谷会長

いかがでしょう。ほかにご意見ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○小谷会長

はい、それでは、特にご意見がないようですので、お諮りいたします。

第7号議案 神戸市景観計画の変更について、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○小谷会長

ご異議ございませんので、原案のとおり承認し、市長に答申いたします。

以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。それでは、これもちまして閉会いたします。どうもありがとうございました。